

○北海道開発局告示第66号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年7月5日

北海道開発局長 本多 满

第1 起業者の名称 北海道電力株式会社

第2 事業の種類

特別高圧送電線室蘭西幹線保全事業（北海道虻田郡喜茂別町字壮園地内から同町字金山地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道虻田郡喜茂別町字金山地内
- 2 使用の部分 北海道虻田郡喜茂別町字壮園及び金山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、虻田郡喜茂別町字中里地内の双葉開閉所から室蘭市香川町地内の西室蘭開閉所までの直長45.28kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする特別高圧送電線室蘭西幹線保全事業（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「事業法」という。）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である北海道電力株式会社は、事業法第3条第1項の許可を受けた一般電気事業者である。

また、本件事業は、昭和39年9月に通商産業大臣（現経済産業大臣）から電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和27年法律第341号）による許可を受けて施行され、昭和41年12月から電力の供給が開始されたもののうち、本件区間の送電線路を保全するための事業であるが、起業者は、現在においても、本件事業に要する資金を自己資金により調達し、財政状況も良好であることから、本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、昭和41年12月に電力供給が開始された送電線路（直長45.28km、鉄塔143基）を保全するための事業である。

本件区間の送電線路は、道央の火力電源地帯から室蘭及び苫小牧地域へ電力を送電する目的で建設されたものであったが、現在では、増加した全道の電力需要に対応するために、187kV基幹系統の一部として、伊達発電所等で発電した電力を札幌圏、室蘭、苫小牧地域等（以下「当該地域」という。）に供給する基幹送電線路のひとつとして欠くことのできない重要な役割を果たしている。

しかし、万一、本件区間の送電線路による電力供給に支障が出れば、送電容量制約上の問題から伊達発電所等で発電した電力を当該地域に供給することができず、需給計画、需給調整及び周波数調整に支障が生じ、需要地に向けた今後の電力供給の確保が困難となり、電力品質の維持及び電力系統の安定的な運用ができなくなる。

このため、本件区間の送電線路を保全することにより、電力を安定的に供給し、その機能を維持存続させる必要がある。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、電磁界及び送電線から発生する騒音について、起業者が任意に行った調査結果及び過去に付近住民に対する被害がない事実から判断し、環境に及ぼす影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、本件区間の既存の送電線路の保全を目的とした事業であり、新たな電気工作物の建設のための工事は行われない。

また、起業者の調査によると、起業地では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別な措置を講すべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「技術基準」という。）等に定める規格に適合していると認められる。

また、ルートの決定に当たっては、市街地及び農地への接近を可能な限り避け、通過地における土地利用の阻害を最大限に抑える計画となっているとともに、最短距離を直線で結ぶことで事業に供する土地を極力少なくし、事業費を抑制できるものとなっている。

したがって、本件事業計画は、技術的、社会的、経済的な面を総合的に勘案し、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると前者は後者に優越しており、また、事業計画は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間の送電線路は、当該地域に電力を供給する基幹送電線路のひとつとして欠くことのできない重要な役割を果たしており、今後も札幌圏における電力需要の増加が予想されることから、鉄塔用地の収用及び送電線下地を使用する権利の取得により、電力を安定的に供給し、その機能を維持存続させる必要があると認められる。

また、このまま放置すれば起業地の一部の土地において、生育する立木が送電線に接触し、送電機能に支障を来すおそれがある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、亘長及び幅共に技術基準等に基づく本件事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、鉄塔用地として必要な土地であり、使用の範囲は、上空を送電線が通過する線下地であるため、一定の土地利用が可能であることから、収用ではなく使用にとどめられている。

したがって、本件事業は、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道虻田郡喜茂別町役場